
4 0 3 6. 保税運送申告

業務コード	業務名
OLC	保税運送申告

1. 業務概要

(1) 輸入貨物、仮陸揚貨物及び未通関積戻し貨物の保税運送申告を行う。

申告内容に基づき、「簡易審査扱い」または「書類審査扱い」のいずれかに選定する。

「簡易審査扱い」に選定された申告は、即時に承認となる。

「書類審査扱い」に選定された申告は、税関が行う「保税運送申告審査終了（SET）」業務により承認となる。

本業務が税関の開庁時間外にわたる場合には、時間外執務要請届がされている必要がある。

搬入時申告を指定した場合は、当該貨物の指定された発送地での「船卸確認登録（個別）（PKK）」業務、「船卸確認登録（一括）（PKI）」業務、または「搬入確認登録（保税運送貨物）（BIA）」業務等^{*2}を契機に当該申告を自動起動する。

積荷目録情報に仮陸揚貨物保税運送の旨を指定した場合は、当該貨物のPKK業務、PKI業務を契機に当該申告を自動起動する。

開庁時申告を指定した場合は、翌税関開庁時刻をもって当該申告を自動起動する。

なお、登録した保税運送申告情報は、搬入時申告または開庁時申告を指定した場合は、自動起動前であれば訂正、取消しを可能とする。

(A) 搬入時申告の旨の登録の場合（システム参加保税地域等^{*1}またはPKK業務、PKI業務で登録される船卸場所（バースコード）から運送する場合のみ）

当該貨物に対するPKK業務、PKI業務またはBIA業務等^{*2}により保税運送申告を自動起動する旨を登録する。

なお、税関の開庁時間外にPKK業務、PKI業務またはBIA業務等^{*2}が行われた場合は、開庁時申告へ自動付け替えを行う。

開庁時を待たずに申告を行おうとする場合は、時間外執務要請届がされた後、手動により申告を行うことができる。

(B) 開庁時申告の旨の登録の場合

翌税関開庁時刻をもって保税運送申告を自動起動する旨を登録する。

開庁時申告の旨の登録は、税関の開庁時間内には行うことができない。

(2) 包括保税運送承認に係る個別運送情報を登録する場合（システム参加保税地域等から運送する場合のみ）

輸入貨物の包括保税運送承認に係る運送毎の個別の情報を登録する。

登録内容に基づき、選定を行う。

搬入時個別運送を指定した場合は、当該貨物の指定された発送地でのPKK業務、PKI業務またはBIA業務等^{*2}を契機に、当該個別運送情報の登録を自動起動する。

積荷目録情報に個別運送の旨を登録した場合は、当該貨物のPKK業務、PKI業務を契機に、当該個別運送情報の登録を自動起動する。

なお、登録した個別運送情報は、搬入時個別運送を指定した場合は、自動起動前であれば訂正、取消しを可能とする。

(3) 特定保税運送の登録をする場合（システム参加保税地域から運送する場合のみ）

特定保税運送者による特定保税運送に係る運送の情報を登録する。

登録内容に基づき、選定を行う。

搬入時特定保税運送を指定した場合は、当該貨物の指定された発送地でのPKK業務、PKI業務、またはBIA業務等^{*2}を契機に当該特定保税運送の登録を自動起動する。

なお、登録した保税運送情報は、搬入時特定保税運送を指定した場合は、自動起動前であれば訂正、取消しを可能とする。

- (＊１) システム参加保税地域等とは、システム参加保税地域と「他所蔵置許可申請（ＴＹＣ）」業務または「許可・承認等情報登録（保税）（ＰＳＨ）」業務で登録された他所蔵置場所をいう。なお、システム参加保税地域とは、システムに参加している保税地域をいう。
- (＊２) 自動起動の契機となる業務は、他に「積荷目録情報訂正（積荷目録提出業務後）（ＣＭＦ０２）」業務、「システム外ＣＹ搬入確認（一括搬入）（ＣＹＥ）」業務、「搬入確認登録（輸出未通関）（ＢＩＣ）」業務、「バンニング情報登録（コンテナ単位）（ＶＡＮ）」業務、「バンニング情報登録（輸出管理番号単位）（ＶＡＥ）」業務、「バンニング情報訂正（ＶＡＤ）」業務、「バンニング情報追加（ＶＡＡ）」業務及び「ＣＹ搬入確認登録（ＣＹＡ）」業務である。

2. 入力者

通関業、機用品業、保税蔵置場、船会社、船舶代理店、ＣＹ、ＮＶＯＣＣ、海貨業

3. 制限事項

- ① １申告、１個別運送情報登録または１特定保税運送で入力可能な貨物管理番号*^３件数は最大５件とする。
 - ② 搬入時申告、搬入時個別運送または搬入時特定保税運送の旨の登録の場合に入力可能な貨物管理番号は最大５件とする。
 - ③ １申告、１個別運送情報登録、１特定保税運送、搬入時申告、搬入時個別運送または搬入時特定保税運送の旨の登録で入力可能なコンテナ番号は最大２００件とする。
- (＊３) 貨物管理番号とは、Ｂ／Ｌ番号（ＣＴ－Ｂ／Ｌ番号を含む。）または輸出管理番号のことをいう。

4. 入力条件

(１) 入力者チェック

- ① システムに登録されている利用者であること。
- ② 保税運送申告自動起動前の訂正または取消し（包括保税運送承認に係る個別運送情報登録または搬入時特定保税運送登録自動起動前の訂正または取消し）の場合は、保税運送申告ＤＢに登録されている当該申告情報の入力者と同一であること。
- ③ 特定保税運送の登録の場合は、特定保税運送者であること。

(２) 入力項目チェック

(Ａ) 単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(Ｂ) 項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(３) 保税運送申告ＤＢチェック

保税運送申告番号（個別運送管理番号または特定保税運送番号）に入力がある場合は、入力された保税運送申告番号（個別運送管理番号または特定保税運送番号）に対して、以下のチェックを行う。

- ① 入力された保税運送申告番号（個別運送管理番号または特定保税運送番号）に対する保税運送申告ＤＢが存在すること。
- ② 保税運送申告、個別運送情報登録または特定保税運送登録で自動起動の旨が登録されていること。
- ③ 保税運送申告、個別運送情報登録または特定保税運送登録がされていないこと。

(４) 貨物情報ＤＢチェック

登録または自動起動前の訂正の場合は、下表のチェックを行う。

表 1. 貨物情報DBチェック

○：チェック対象項目

項番	処理種別 チェック項目				
		保稅運送申告または包括保稅運送承認に係る個別運送情報の登録または特定保稅運送の場合「△」	保稅運送申告または包括保稅運送承認に係る個別運送情報の登録または特定保稅運送の場合「I」	搬入時申告または搬入時個別運送の登録または搬入時特定保稅運送の登録の場合「J」	開庁時申告の登録の場合「K」
1	入力された貨物管理番号に対する貨物情報DBが存在すること	○	○	○	○
2	輸出貨物でないこと	○	○	○	○
3	「積戻貨物情報登録（RCR）」業務で、積戻し移送された輸入貨物でないこと	○	○	○	○
4	入力された発送地に貨物が蔵置されていること （発送地が船卸場所（バースコード）の場合で、貨物情報に係るコンテナオペレーション会社が存在する場合は、船卸場所に船卸しされていること、またはコンテナオペレーション会社が存在しない場合は、「積荷目録提出（DMF）」業務が行われていること。） なお、発送地がシステム参加保稅地域以外で蔵置情報がない場合は、「簡易貨物情報登録（SCR）」業務で作成された貨物か、運送中の貨物に対して「システム外保稅運送到着確認（SAT）」業務がされた貨物であること。	○		○	○
5	リスク分析結果の事前通知が登録されていないこと。	○			○
6	発送地、到着地がシステム参加保稅地域であること	○ ^{*6}	○ ^{*6}		○ ^{*6}
7	同一発送地で保稅運送申告または包括保稅運送承認に係る個別運送情報登録がされていないこと	○	○	○	○
8	保稅運送申告DBに登録されている下記の貨物情報と貨物情報DBに登録されている内容が同一であること ・積出地コード ・船舶コード ・積載船名 ・個数 ・個数単位コード ・総重量 ・重量単位コード ・収容先コンテナ番号				○

項番	処理種別 チェック項目	保稅運送申告または包括保稅運送承認に係る個別運送情報の登録または特定保稅運送の場合「△」	保稅運送申告または包括保稅運送承認に係る個別運送情報の登録または特定保稅運送の場合「I」	開庁時申告の登録の場合「K」	保稅運送申告または包括保稅運送承認に係る個別運送または特定保稅運送の自動起動時の場合
9	以下の税関手続がされていないこと ・輸入申告等の輸入通関手続（予備申告、検査扱いの輸入申告及び発送地が蔵入承認済貨物の貨物管理を行う蔵置場としてシステムに登録されている場合における蔵入承認済を除く） ・積戻し申告（通関蔵置場への搬入前に行われた積戻し申告（搬入前申告）で搬入後処理未済の場合を除く） ・本船・ふ中扱い承認申請 ・「許可・承認等情報登録（監視）（PAK03）」業務による登録 「別送品輸入許可」 「外国貨物船（機）用品積込承認」 ・PSH業務による以下の登録 「亡失届受理」 「滅却承認」 「現場収容」 「税関内収容」 「その他の搬出承認」 ・「許可・承認等情報登録（輸入通関）（PAI）」業務による以下の登録 「輸入許可」 「蔵入承認」（発送地が蔵入承認済貨物の貨物管理を行う蔵置場としてシステムに登録されている場合を除く） 「移入承認」 「総保入承認」 「輸入許可前引取承認」 「輸入申告等手作業移行」 「展示等承認」 ・「許可・承認等情報登録（輸出通関）（PAE）」業務による以下の登録 「積戻し許可」 「輸出申告等手作業移行」	○	○	○	○
10	検査扱いの輸入申告貨物でないこと	○ ^{*7}			
11	検査扱いの輸入申告貨物については以下の状態であること ・到着地が検査貨物の転送先と同一であること ・発送地にコンテナ詰貨物が蔵置されていること ・発送地から一部のコンテナが搬出されていること	○ ^{*4}			

○：チェック対象項目

項番	処理種別 チェック項目	保稅運送申告または包括保稅運送承認に係る個別運送または特定保稅運送の自動起動時の場合			
		開庁時申告の登録の場合「K」	搬入時申告または搬入時個別運送の登録または搬入時特定保稅運送の登録の場合「I」	保稅運送申告または包括保稅運送承認に係る個別運送情報の登録または特定保稅運送の場合「△」	保稅運送申告または包括保稅運送承認に係る個別運送または特定保稅運送の場合「△」
12	「貨物取扱登録（改装・仕分け）（SHS）」業務または「貨物情報仕分け（CHJ）」業務により仕分親となっていないこと	○	○	○	○
13	「貨物取扱登録（仕合せ）（CHU）」業務により仕合親となっていないこと	○	○	○	○
14	混載仕分けされた親でないこと	○	○	○	○
15	発送地が他所蔵置場所の場合は、他所蔵置許可期間を経過していないこと	○ ^{*4}			○ ^{*4}
16	到着地が他所蔵置場所の場合は、TYC業務またはPSH業務で他所蔵置許可となっていること	○ ^{*4}	○ ^{*4}	○ ^{*4}	○ ^{*4}
17	到着地が他所蔵置場所の場合は、すべての貨物の他所蔵置許可申請者が同一であること	○	○	○	○
18	仮陸揚貨物でないこと	○ ^{*5}	○ ^{*5}		○ ^{*5}
19	当該保稅運送申告において輸入貨物と仮陸揚貨物が混在していないこと	○	○	○	○
20	当該保稅運送申告において未通関積戻し貨物と仮陸揚貨物が混在していないこと	○	○	○	○
21	運送種別に仮陸揚貨物の旨が登録された場合は、仮陸揚貨物であること	○ ^{*4}			○ ^{*4}
22	仮陸揚貨物の場合は、運送不可の仮陸揚事由が登録されていないこと	○ ^{*8}	○ ^{*8}	○ ^{*4}	○ ^{*8}
23	貨物差止め登録で差し止められた貨物でないこと	○ ^{*7}	○ ^{*7}		○ ^{*7}
24	税関への通知を要する事故が登録されている貨物の場合は、税関による事故確認登録がされていること		○	○	○
25	貨物手作業移行登録がされていないこと	○	○	○	○
26	訂正保留中でないこと	○	○	○	○
27	貨物取扱許可申請中または見本持出許可申請中でないこと	○	○	○	○
28	船積されている場合は、「積荷目録情報訂正（次船卸港の追加）（CMF03）」業務により次船卸港分の情報が登録されていること		○		
29	蔵入承認済貨物でないこと		○		

○：チェック対象項目

項番	処理種別 チェック項目	登録の場合「I」				開庁時申告の登録の場合「K」		搬入時申告または搬入時個別運送の登録または搬入時特定保税運送の登録		保税運送申告または包括保税運送承認に係る個別運送情報登録の場合「△」		保税運送申告または包括保税運送承認に係る個別運送情報登録または特定保税運送の場合「△」	
		保税運送申告または包括保税運送承認に係る個別運送情報登録の場合「△」		保税運送申告または包括保税運送承認に係る個別運送情報登録または特定保税運送の場合「△」		保税運送申告または包括保税運送承認に係る個別運送情報登録または特定保税運送の場合「△」		保税運送申告または包括保税運送承認に係る個別運送情報登録または特定保税運送の場合「△」		保税運送申告または包括保税運送承認に係る個別運送情報登録または特定保税運送の場合「△」		保税運送申告または包括保税運送承認に係る個別運送情報登録または特定保税運送の場合「△」	
30	当該保税運送申告において蔵入承認済貨物と蔵入承認済貨物以外が混在していないこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(＊４) 保税運送申告の場合のみチェック対象となる。

(＊５) 包括保税運送承認に係る個別運送情報登録の場合のみチェック対象となる。

(＊６) 特定保税運送の場合のみチェック対象となる。

(＊７) 包括保税運送承認に係る個別運送情報登録または特定保税運送の場合のみチェック対象となる。

(＊８) 保税運送申告または特定保税運送の場合のみチェック対象となる。

(５) コンテナ情報DBチェック（システム参加保税地域またはPKK業務、PKI業務で登録される船卸場所（バースコード）から運送する場合にのみチェックを行う）

コンテナ詰貨物において、登録または自動起動前の訂正の場合は、以下のチェックを行う。

(Ａ) 保税運送申告または特定保税運送を行う場合

①コンテナ情報DBが存在すること。

②当該コンテナに収容されている他の貨物に対して、包括保税運送承認に係る個別運送情報登録が行われていないこと。

③当該コンテナに収容されている他の貨物に対して保税運送申告または特定保税運送が既に行われている場合は、申告者が同一であること。

④当該コンテナに収容されている他の貨物に対して保税運送申告または特定保税運送が既に行われている場合で、到着地がCYである場合は、入力された到着地と同一であること。

⑤搬入時申告または開庁時申告の旨の登録の場合で、税関への通知を要する事故が登録されているコンテナの場合は、税関による事故確認登録がされていること。

⑥発送地がバースコードの場合、卸コンテナリスト提出、コンテナ容器保税運送承認またはコンテナ輸入許可されていること。

(Ｂ) 包括保税運送承認に係る個別運送情報の登録を行う場合

①コンテナ情報DBが存在すること。

②当該コンテナに収容されている他の貨物に対して、保税運送申告または特定保税運送が行われていないこと。

③当該コンテナに収容されている他の貨物に対して包括保税運送承認に係る個別運送情報の登録が既に行われている場合は、同一の包括保税運送承認番号であること。

④当該コンテナに収容されている他の貨物に対して包括保税運送承認に係る個別運送情報の登録が既に行われている場合で、到着地がCYである場合は、入力された到着地と同一であること。

⑤搬入時個別運送の旨の登録の場合で、税関への通知を要する事故が登録されているコンテナの場合は、税関による事故確認登録がされていること。

(6) 包括保税運送DBチェック

包括保税運送承認に係る個別運送情報登録を行う場合は、以下のチェックを行う。

- ①入力された包括保税運送承認番号に対する包括保税運送DBが存在すること。
- ②本業務の入力者と包括保税運送DBに登録されている包括保税運送承認を受けた者が同一であること。
- ③入力された包括保税運送承認番号が停止となっていないこと。
- ④本業務入力日が包括保税運送承認期間を過ぎていないこと。
- ⑤入力された発送地コード及び到着地コードが包括保税運送DBに登録されていること。

(7) 時間外執務要請届情報関連チェック

保税運送申告を行う場合で本業務が税関の開庁時間外にわたる場合には、以下のチェックを行う。

- ①当該申告分の時間外執務要請届DBが存在すること。
- ②本業務が行われた時刻が時間外執務要請届の届出時間帯であること。

(8) 税関開庁時間チェック

保税運送申告を行う場合で開庁時申告の旨を登録する場合は、税関の開庁時間外であること。

(9) 申告官署関連チェック

検査扱いの輸入申告貨物の場合、以下のチェックを行う。

- ①自由化申告以外の場合、本業務にて入力された申告官署と輸入申告官署が同一であること。
- ②自由化申告の場合、本業務にて入力された申告官署を管轄する税関と発送地を管轄する税関が同一であること。

5. 処理内容

(1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「000000-000000-0000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「000000-000000-0000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。(エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。)

(2) 保税運送申告番号、個別運送管理番号または特定保税運送番号払出し処理

登録の場合は、保税運送申告番号、個別運送管理番号または特定保税運送番号を払い出す。

(3) 申告官署決定処理

- ①申告官署コードに入力がある場合は、入力された申告官署コードを申告官署とする。
- ②申告官署コードに入力がない場合は、発送地の保税地域を管轄する税関官署を申告官署とする。

(4) 審査区分選定処理

保税運送申告を行った場合は、申告内容に基づき、「簡易審査扱い」または「書類審査扱い」に選定する。包括保税運送承認に係る個別運送情報の登録または特定保税運送の登録を行った場合は、登録された情報に基づき、選定を行う。

(5) 保税運送申告DB処理

(A) 登録の場合

- ①システムで払い出した保税運送申告番号、個別運送管理番号または特定保税運送番号に対する保税運送申告DBを作成する。
- ②入力情報を登録する。
なお、保税運送申告を行った場合で、「簡易審査扱い」に選定された場合は、承認情報も併せて登録する。

(B) 自動起動前の訂正の場合

①入力情報を登録する。

なお、保税運送申告を行った場合で、「簡易審査扱い」に選定された場合は、承認情報も併せて登録する。

(C) 自動起動前の取消しの場合

保税運送申告DBをシステムより削除する。

(6) 貨物情報DB処理

(A) 登録または自動起動前の訂正の場合

入力された貨物管理番号の貨物情報DBに対して以下の処理を行う。

- ①保税運送申告、包括保税運送承認に係る個別運送情報登録または特定保税運送を行った場合は、保税運送申告、包括保税運送承認に係る個別運送情報登録または特定保税運送が行われた旨を登録する。

なお、保税運送申告を行った場合で、「簡易審査扱い」に選定された場合は、承認情報も併せて登録する。その場合、発送地が船卸場所（バースコード）の場合は、当該船卸場所より発送した旨を登録する。

- ②搬入時申告、搬入時個別運送または搬入時特定保税運送の旨の登録の場合は、搬入時申告、搬入時個別運送または搬入時特定保税運送を行う旨を登録する。

(B) 自動起動前の取消しの場合

搬入時申告、搬入時個別運送または搬入時特定保税運送の旨の取消しの場合は、入力された保税運送申告番号の保税運送申告DBに登録されている貨物管理番号の貨物情報DBに対して搬入時申告、搬入時個別運送または搬入時特定保税運送を取り消した旨を登録する。

(7) 時刻起動電文DB処理

- ①開庁時申告の旨の登録の場合は、翌税関開庁時刻を契機に保税運送申告を自動起動する旨をシステムに登録する。

- ②開庁時申告の旨の取消しの場合は、時刻起動電文DBを削除する。

(8) コンテナ情報DB処理（システム参加保税地域またはPKK業務、PKI業務で登録された船卸場所（バースコード）から運送する場合にのみ処理を行う）

保税運送申告、包括保税運送承認に係る個別運送情報登録または特定保税運送を行った場合で、入力された貨物管理番号がコンテナ詰貨物である場合は、保税運送申告、包括保税運送承認に係る個別運送情報登録または特定保税運送が行われた旨を登録する。

(9) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
保稅運送申告控情報* ⁹	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 保稅運送申告を行い「書類審査扱い」に選定された (2) 入力された貨物管理番号が輸入貨物及び未通關積戻し貨物である	入力者
		稅關 (保稅担当部門)
	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 保稅運送申告を行い「書類審査扱い」に選定された (2) 入力された貨物管理番号が仮陸揚貨物である	入力者
		稅關 (監視担当部門)
保稅運送承認通知情報* ⁹	保稅運送申告を行い「簡易審査扱い」に選定された場合	入力者
保稅運送承認貨物情報* ⁹	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 保稅運送申告を行い「簡易審査扱い」に選定された (2) 本業務を行った入力者でない	発送地CYまたは保稅蔵置場* ¹⁰
		到着地CYまたは保稅蔵置場* ¹⁰
保稅運送承認情報* ⁹	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 保稅運送申告を行い「簡易審査扱い」に選定された (2) 入力された貨物管理番号が輸入貨物及び未通關積戻し貨物である	稅關 (保稅担当部門)
	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 保稅運送申告を行い「簡易審査扱い」に選定された (2) 入力された貨物管理番号が仮陸揚貨物である	稅關 (監視担当部門)
個別運送受付情報* ⁹	包括保稅運送承認に係る個別運送情報登録を行った場合	入力者
		発送地CYまたは保稅蔵置場* ¹⁰
		到着地CYまたは保稅蔵置場* ¹⁰
		稅關 (保稅担当部門)
特定保稅運送受付情報* ⁹	特定保稅運送を行った場合	入力者
		発送地CYまたは保稅蔵置場* ¹⁰
		到着地CYまたは保稅蔵置場* ¹⁰
		稅關 (保稅担当部門)
個別運送・特定保稅運送登録通知情報（発送地向け）		稅關 (保稅担当部門)
		稅關 (監視担当部門)
個別運送・特定保稅運送登録通知情報（到着地向け）		稅關 (保稅担当部門)
		稅關 (監視担当部門)

(* 9) 1 申告の貨物管理番号数により、以下の出力情報を出力する。

① 1 申告の貨物管理番号が 1 件の場合、「 1 欄用」の情報を出力する。

② 1 申告の貨物管理番号が 2 件以上の場合、「複数欄用」の情報を出力する。

(* 1 0) 入力者が管理する保税地域またはシステム参加保税地域以外の場合は出力しない。

7. 特記事項

- (1) 搬入時申告の旨の登録を行った時点で当該申告に係るすべての貨物が既に搬入済である場合は、保税運送申告処理を行う。
- (2) 搬入時個別運送の旨の登録を行った時点で当該登録に係るすべての貨物が既に搬入済である場合は、個別運送情報登録処理を行う。
- (3) 搬入時申告の旨が登録された場合で、その搬入時申告が税関の開庁時間外に起動した場合は、開庁時申告への自動付け替えを行う。
- (4) 保税運送申告に係る業務の主な流れは以下の通りである。

	実施内容	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
場合 OLA業務で保税運送申告番号を払い出した	通常申告	OLA 事項登録	OLC20 申告	-	-	-
	呼出しあり通常申告	OLA11 呼出し	OLA 事項登録	OLC20 申告	-	-
	搬入時・開庁時申告の自動起動前の訂正（事項登録）	OLA 事項登録	OLC20 搬入時・開 庁時申告	OLA11 呼出し	OLA 事項登録	OLC20 申告
	搬入時・開庁時申告の自動起動前の訂正（通常申告）	OLA 事項登録	OLC20 搬入時・開 庁時申告	OLC11 呼出し	OLC 申告	-
	搬入時・開庁時申告の自動起動前の取消し	OLA 事項登録	OLC20 搬入時・開 庁時申告	OLC11 呼出し	OLC 取消し	-
場合 OLC業務で保税運送申告番号を払い出した	通常申告	OLC 申告	-		-	-
	呼出しあり通常申告	OLC11 呼出し	OLC 申告	-	-	-
	搬入時・開庁時申告の自動起動前の訂正（事項登録）	OLC 搬入時・開 庁時申告	OLA11 呼出し	OLA 事項登録	OLC20 申告	-
	搬入時・開庁時申告の自動起動前の訂正（通常申告）	OLC 搬入時・開 庁時申告	OLC11 呼出し	OLC 申告	-	-
	搬入時・開庁時申告の自動起動前の取消し	OLC 搬入時・開 庁時申告	OLC11 呼出し	OLC 取消し	-	-